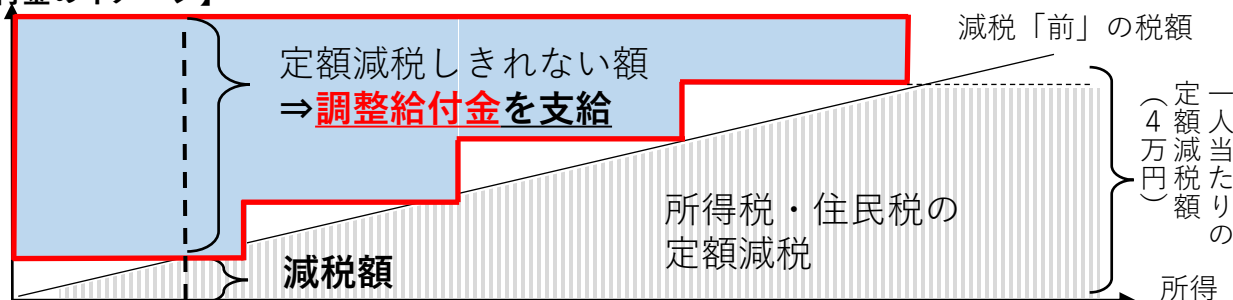


「定額減税しきれないと見込まれる方」への 給付金（調整給付金）のご案内

「調整給付金」とは

- 物価高騰に対する支援として納税者及び同一年計配偶者又は扶養親族(16歳未満を含む)
1人につき4万円（令和6年分推計所得税から3万円＋令和6年度分住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われています。
- その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」を支給します。

【調整給付金のイメージ】



支給対象者

以下のすべてに当てはまる方

- 令和6年度住民税が日向市から課税されている方
- 令和6年分推計所得税及び令和6年度住民税所得割のどちらか、又は両方が課税されている方
- ※定額減税可能額が減税前の税額を上回る方

※定額減税可能額

支給金額（例）

※支給額は個人毎に異なります。

●支給金額の具体例は、以下のとおりです。

日向さん（所得税①20,200円・住民税所得割②18,500円 扶養親族は配偶者のみ又は扶養親族1人）
所得税分 30,000円×2人＝（A）60,000円（※定額減税可能額）
住民税所得割分 10,000円×2人＝（B）20,000円（※定額減税可能額）

※定額減税可能額の計算式 所得税分 ＝ 3万円×（本人＋扶養親族数）
住民税所得割分 ＝ 1万円×（本人＋扶養親族数）

※所得税・住民税所得割分それぞれに減額しきれない額を算出し、その合計額を支給します。

（A）60,000円－①20,200円＝39,800円・・・ア

（B）20,000円－②18,500円＝1,500円・・・イ

ア＋イ＝41,300円⇒1万円単位に切り上げ50,000円（調整給付金支給額）

